

来月2日、口頭弁論

奈良市新斎苑用地費
住民訴訟で原告集会
問題点を説明

奈良市の新斎苑（火葬場）事業に対し、市が地権者に鑑定価格の

3倍以上の用地費を支払ったのは違法などとして、同費用の返還な

どを求める住民訴訟を5月24日に奈良地裁に起こした原告の市民や弁護士らでつくる「奈良市新斎苑の用地買収の問題を考える会」が30日、同市中筋町の奈良弁護士会館で3回目の「市民集会」を開催。住民訴訟の訴状の概要とあわせ、8月2日に第1回口頭弁論が行われることが報告され、弁護団は「ぜひ傍聴していただき、裁判の中で明らかになることを市民が共有できるように、主体的にこの裁判に関わってもらいたい」と呼び掛けた。

集会には約30人が出席。弁護団長の石川量堂弁護士のあいさつに続き、山下真弁護士が訴状のポイントを説明。「（斎苑は）建て替えは必要だが造ればよいというものではない。問題が多く、用地

買収はずさんで違法レベル」と述べ、市が地権者に鑑定価格の3倍以上の用地費を支払ったこと、土地の売り主が負担すべき産業廃棄物などの埋設物の撤去費用等約1億4000万円を市が支払うことになっていること、建設地の西側の土地を追加購入した理由がそれまでの市の説明とは矛盾していることなど、問題と考えられる点を次々に説明。

「仲川市長が本件買収予定地の買収を強引ともいえる方法で進めてきたのは、別の理由、すなわち地権者から総額約3億円で購入するという合意がどこかの時点で成立し、それを履行せざるをえないという『出来レース』があった」との考えを述

べた。

この後、植村佳史、三橋和史両市議の新斎苑事業などに関する市政報告などがあった。原告らは買収価格や地中の産廃処理費の公金負担、土地の追加購入などに問題があると見て、3月に住民監査請求を行ったが、4月26日に棄却され、5月24日に市民109人が原告となって提訴した。